

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月12日
【報告者の名称】 エース交易株式会社
【報告者の所在地】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番24号
【電話番号】 03(3406)4649(代表)
【事務連絡者氏名】 事務管理グループ 執行役員 新垣嘉啓
【縦覧に供する場所】 エース交易株式会社 大宮支店
(さいたま市大宮区仲町一丁目110番地)
エース交易株式会社 横浜支店
(横浜市中区尾上町一丁目8番地)
エース交易株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内二丁目18番25号)
エース交易株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原四丁目1番4号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、エース交易株式会社をいいます。
(注2) 本書中の「公開買付者」とは、エース・インベストメント・インクをいいます。
(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。
(注9) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 エース・インベストメント・インク

所在地 ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルギン・アベニュー190、インター
トラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド気付
（c/o of Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town,
Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式
新株予約権

平成24年4月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

（注）当社は、平成24年6月28日開催の株主総会において、当社及び当社の子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本ストック・オプション」といいます。）の募集事項の決定を当社の取締役会に委任することを決議しておりますが、本書提出日現在、本ストック・オプションは発行されておられません。したがって、本ストック・オプションは買付け等の対象には含まれておりません。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（1）本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月8日開催の当社取締役会において、（i）本公開買付けに賛同の意見を表明すること、（ii）当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び（iii）新株予約権の保有者に対しては本公開買付けに応募するか否かは保有者のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「（3）当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の方法により決議されております。

（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成25年1月16日、当社株式を取得及び保有することを目的としてケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、タイガー・トラスト（Tiger Trust）（以下「タイガー・トラスト」といいます。その詳細は下記「（ア）公開買付者の概要」をご参照下さい。）が公開買付者株式の100%を間接的に保有する会社です。

この度、公開買付者は、当社の完全子会社化を目的として、当社の発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象とする公開買付けを行うことを決定しました。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が11,163,899株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（20,464,052株）から、同報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（3,718,204株）を控除した株式数（16,745,848株）の3分の2に相当する株式数（11,163,899株）（小数点以下切り上げ）に当たります。したがって、公開買付者は、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けていませんので、応募株券等の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は応募株券等の全ての買付け等を行います。また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの後に、公開買付者は、当社に対して下記「（4）本公開買付け成立後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續（以下「本全部取得手續」といいます。）の実行を要請し、公開買付者が、当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得すること（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）を予定しております。なお、当社の取締役であるマイケル・ラーチ氏は、当社株式の100%を間接的に保有するタイガー・トラストの受益者であり、また、公開買付者の取締役を兼任しておりますが、同氏は従前よりタイガー・トラストの受益者であり、当社の取締役に就任したのは平成24年6月開催の当社の定時株主総会であったこと等に鑑み、本取引は、いわゆる典型的なマネジメント・バイアウト（典型的には、従前から買収対象会社の経営陣であった者が、新たに買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を購入する取引）（以下「MBO」といいます。）の事例には必ずしも該当しないと考えられるものの、MBOにおいて問題となる構造的利益相反の状況が存在するものと考えられるため、下記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための

措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」のとおり措置を講じております。

また、本公開買付けの決済開始日は平成25年3月28日を予定しているとのことであり、本公開買付けに応募した当社の株主は、当社の定時株主総会における議決権の基準日（平成25年3月31日）（以下「本基準日」といいます。）現在の株主名簿に記載又は記録された株主にはなりません。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年2月7日付で、当社の創業者であり、かつ、筆頭株主である榊原秀雄氏（保有株式数2,501,052株、保有割合（当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（20,464,052株）に対する保有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）12.22%）及び同氏の資産管理会社である日栄興商株式会社（以下「日栄興商」といいます。）（保有株式数633,180株、保有割合3.09%）との間で、同氏及び日栄興商が保有する当社普通株式の全て（合計3,134,232株、合計保有割合15.32%）について、それぞれ本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約においては、榊原秀雄氏及び日栄興商による本公開買付けへの応募に関して前提条件は定められておりません。また、榊原秀雄氏及び日栄興商が保有する当社普通株式のうちそれぞれ2,500,000株及び600,000株に相当する株式は、タイガー・トラストが100%を出資するエボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（Evolution Capital Management LLC）（以下「エボリューション・キャピタル」といいます。）がその議決権の100%を有するグローバル・オポチュニティーズ・ファンド・リミテッド・エスピーシー・セグリゲートッド・ポートフォリオ・エム（Global Opportunities Fund Ltd. SPC, Segregated Portfolio M）（以下「グローバル・オポチュニティーズ・ファンド」といいます。）による榊原秀雄氏及び日栄興商に対する貸付金に関連して締結された担保設定契約に基づく担保が設定されておりますが、グローバル・オポチュニティーズ・ファンドは、榊原秀雄氏及び日栄興商による本公開買付けへの応募に当たり、本公開買付けへの応募による売却手取金が貸付金の一部の弁済に充当されることを条件として、かかる担保が解除されることに同意しております。

なお、本応募契約において、公開買付者は、榊原秀雄氏及び日栄興商より、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の完了前の日を基準日とする株主権については、公開買付者の指図に従って行使する旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、エボリューション・キャピタルが100%を出資するタイガー・インベストメント・エンタープライズ・ホールディングス・エルエルシー（Tiger Investment Enterprise Holdings LLC）（以下「タイガー・インベストメント」といいます。）との間で、本日現在、タイガー・インベストメントが保有する本新株予約権の全て（平成24年4月27日付エース交易株式会社第1回新株予約権第三者割当て契約証書に基づきタイガー・インベストメントが当社より割当てを受けた3,700個：新株予約権の目的となる株式の数は3,700,000株であり、本新株予約権が全部行使されたと仮定した場合、当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（20,464,052株）に対する割合は18.08%となります。）について本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は本新株予約権を行使せずに保有し続ける旨を書面にて合意しております。

本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程

（ア）公開買付者の概要

公開買付者は、当社株式を取得及び保有することを目的として設立された会社であり、タイガー・トラストの100%子会社であるタイガー・ホールディングス・リミテッド（Tiger Holdings Ltd.）（以下「タイガー・ホールディングス」といいます。）（注1）が公開買付者株式の100%を保有しています。タイガー・トラストは、平成16年に設立されたケイマン諸島籍の信託であり、平成24年12月31日現在、投資時価2億5,000万米ドル以上の企業の持分を保有しており、エボリューション・キャピタル（注2）、eワラント証券株式会社（以下「eワラント証券」といいます。）（注3）、トラ・ホールディングス（注4）等の金融商品プロバイダー及び金融トレーディングシステム開発メーカーを傘下に有しております（以下、タイガー・トラスト及び当社を含む傘下のグループ会社を総称して「タイガー・トラスト・グループ」といいます。）。タイガー・トラストの受益者であるマイケル・ラーチ氏は、当社の取締役及び公開買付者の取締役を務めております。

（注1）タイガー・ホールディングスは、タイガー・トラストの100%子会社であり、公開買付者のほか、カバード・ワラントの発行業務を行うeワラント・ファンド・リミテッド及びカバード・ワラントのマーケット・メイク業務を行うeワラント・インターナショナル・リミテッドに100%出資しております。

（注2）エボリューション・キャピタルは平成14年に設立され、自己勘定によるトレーディング、ボラティリティ・トレーディング、非上場証券への出資の分野におけるアセット・マネジメント業務および自己資金による投資業を営んでおります。

（注3）eワラント証券は、日本でのカバード・ワラント市場をリードしてきたゴールドマン・サックス証券株式会社からeワラント事業を譲り受け、継承・発展させることを目的として平成21年に設立さ

れた会社であり、金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資運用業を営んでおります。

(注4) トラ・ホールディングスは、アジアにおいて機関投資家に対して広範に及ぶトレーディング・プラットフォームを提供するトラ・トレーディング・サービス(TORA)に100%出資しております。Tora CompassはTORAの基幹商品で、アジアにおける複数の市場、複数のブローカー、複数の商品を含む電子トレーディング・プラットフォームです。

タイガー・インベストメントは、エボリューション・キャピタルが100%を出資しており、本日現在、当社の本新株予約権3,700個(新株予約権の目的となる株式の数は3,700,000株であり、本新株予約権が全部行使されたと仮定した場合、当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(20,464,052株)に対する割合は18.08%となります。)を保有しております。

(イ) 本公開買付けの背景等

当社は、商品先物取引業務を中心とし、外国為替証拠金取引、商品ファンドの販売、貴金属等の現物商品販売、一定額を積み立てる金の定額購入商品「純金積立」など投資サービスに係る業務を総合的に取り扱っております。

当社の収益状況は極めて厳しく、営業収益は減少の一途を辿っており、足元でも本年第3四半期までに約664百万円の営業損失を計上するなど、当社の企業価値の回復を実現するためには抜本的な事業基盤の再構築が喫緊の課題となっております。このような状況に至った要因の一つとして、金融業界全般に対する規制強化の国際的な流れを踏まえた法規制の大幅な変化が挙げられます。また、緩やかに持ち直しの傾向を見せているものの、長期にわたる景気低迷により商品先物の取引高が低迷していることも、商品先物業界の収益を著しく悪化させております。更に、我が国における中長期的な人口減少及び急速な高齢化の進展により、当社を取り巻く競争環境は今後より厳しくなることが予想されます。このような状況の中で、当社は、他の中堅先物取引業者と同様に、大手先物取引業者が有するスケール・メリットを有さず、また多様な金融商品ラインアップもないため、収益の悪化がより顕著になっております。結果として、当社の株価は世界的な金融危機が始まる前の平成19年夏(平成19年7月2日のジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所)における当社普通株式の普通取引終値760円)から現在(平成25年2月7日の大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当社普通株式の普通取引終値298円)までに約61%、平成19年7月頃から継続的に下落しております。

公開買付者は、このような当社を取り巻く厳しい状況に鑑み、将来的に安定的な収益を確保するための素地を整え、再度事業を成長軌道に乗せるためには、抜本的な当社の事業基盤の再構築が必要不可欠であるとの結論に至ったとのことです。

また、公開買付者は、今般、公開買付者が当社の議決権の100%を取得し、長期安定的な株主となることで、(i)当社がより長期的な視点に立った戦略的な経営判断を実行することが可能となり、(ii)当社の事業基盤の再構築に必要な組織再編行為等をより機動的に実施することも可能となり、(iii)短期的な収益変動による株価変動に左右されずに当社の事業基盤の再構築を実現するために不可欠な遊休資産の売却等による貸借対照表の大幅なスリム化、シナジー追求のための事業ポートフォリオの抜本的な組み換え等を実施することが可能となり、(iv)平成25年2月7日を基準とする過去1ヶ月間における当社株式の一日当たりの平均出来高は、当社の発行済株式総数(当社の保有する自己株式を除きます。)に比して0.42%程度にすぎず、当社株式の流動性が極めて限定的である中で、本公開買付けにより、当社の株主に対して市場株価にプレミアムが付された水準でまとまった株式数を売却する機会を提供することが可能となるとの結論に至ったとのことです。

タイガー・トラストは、エボリューション・キャピタル、eワラント証券、トラ・ホールディングス等の金融商品プロバイダー及び金融トレーディングシステム開発メーカーを傘下に有し、日本国内において当社と相互補完性の高い業務を広範に営んでいます。本取引が成立した場合、両グループ間のより密接な連携が実現し、更なる事業シナジーの実現が可能となると公開買付者は考えているとのことです。

本取引に至る最初の発端は、当社がタイガー・トラスト・グループの金融商品開発力及び金融トレーディングシステム開発力に着目し同グループへの打診を行い、その結果、両者間の事業シナジー追求を目的とする資本業務提携基本協定書(以下「本件協定書」といいます。)の締結に至った平成24年4月27日に遡ります。その後、タイガー・トラスト・グループが当社の取締役候補者を推薦する過程において、当社は、ジョン・フー氏及びタイガー・トラスト・グループから3名の取締役派遣を受け入れる一方、従前から当社の経営に従事していた一部の取締役が退任致しました。そしてその後、結果として当社に生じた経営陣間の紛争を解決すべく、榊原秀雄氏は、当社の平成24年10月22日付プレスリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」に記載のとおり、一部の取締役を解任するための臨時株主総会の招集を請求するに至りました。

臨時株主総会において解任議案の対象となっていた取締役が臨時株主総会開催前に辞任したため、結果的に当該臨時株主総会は開催されなかったものの、タイガー・トラスト・グループは、長期に及んだ経営の混乱を確実に収束させ、当社を再び成長軌道に乗せるために必要な中長期的な経営判断を実行するためには、当社の議決権の100%を取得することが必要不可欠であるとの結論に至りました。同時に、タイガー・トラスト・グループは、抜本的な事業基盤の再構築を行う過程で生じ得る短期的な収益変動から生じる株価変動を回避する観点から、当社を非公開化することが好ましいものと判断しました。

(ウ) 本公開買付け成立後の当社の経営方針

公開買付者によると、公開買付者が有する本公開買付け成立後の当社の経営方針は、以下のとおりです。

本取引が成立し当社の非公開化が完了した後の具体的な経営戦略として、公開買付者及び当社は、本件協定書に基づく協業の取り組みを今後一層敷衍・発展させ、タイガー・トラスト・グループが有する金融商品開発力を最大限に活用し、対面販売における顧客への提供可能商品の拡充及びより高度な金融ソリューションの提供による収益向上を目指します。同時に、当社が営むオンライン事業についても、タイガー・トラスト・グループが有する金融トレーディングシステム開発ノウハウを活用し、オンライン・システムの利便性向上を図り、オンライン顧客数の増加を実現して参ります。

本取引後の事業戦略には、(1)新システムの共同開発を実施し、コモディティ、為替、有価証券を共通のマルチ・プロダクト・システムを通して販売すること、(2)取扱商品に対する自己勘定投資の実施、上記の新システムを通じたファンドの組成、販売を実施すること、(3)タイガー・トラスト・グループの有する知見を活用したオンライン・ビジネスの拡大をめざすこと、(4)金融商品の共同開発及び販売を実施すること、(5)国内外のファンドの販売協力及び新たな金融サービス企業の設立・運営等を含みます。また、タイガー・トラスト・グループの有する投資経験や知見のみならず、共同投資を実施することによる投資規模の拡大は、当社の自己勘定投資事業の利益に寄与するものと公開買付者は考えています。

公開買付者は、本取引の実現により、タイガー・トラスト・グループの知見を最大限に活用しつつ、戦略的選択肢に対して柔軟に対応しうる体制を構築し、厳しい市場環境下においても高い収益性を確保し将来における長期的な事業拡大を目指したいと考えています。

公開買付者は、本取引後も当社の現経営体制の枠組みを維持することで、経営執行の安定を維持することを前提としておりますが、タイガー・トラスト・グループは投資先企業の経営改善に努めてきた従来の経験を生かし、当社による重要課題への対処に必要な人材・ノウハウを提供し、経営陣がスピード感を持った経営を実現することをサポートする方針であるとのこととです。

他方、当社は、将来の成長基盤をより強固なものとする観点から、当社の創業者であり、商品先物事業において豊富な知識と経験を有する榊原秀雄氏を顧問として迎え入れ、当社の経営に関する助言を求める方針です。

(エ) 公開買付者の意思決定の過程

公開買付者は、平成24年11月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成24年12月頃より本取引の実現可能性の精査のための買収監査を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとしてドイツ証券株式会社（以下「ドイツ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定した上で、当社に対し、平成24年12月13日に本取引の概要等に係る提案書を提出し、協議の申し入れを行いました。

公開買付者によると、その後、公開買付者は、当社及び当社により設置された第三者委員会との間で、当社の企業価値向上策や本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本取引の実施の是非について協議・交渉を重ね、最終的に、平成25年2月8日に本取引の一環として本公開買付けを実施すること、本公開買付価格を当社株式1株につき320円、本新株予約権1個につき100,000円とすることを決定したとのこととです。

本公開買付価格を決定するに当たり、公開買付者は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年2月7日の大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社株式の終値（298円）並びに過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（270円、251円及び251円、小数点以下切捨て、以下、円の数値において同じです。）の推移を基礎とし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの結果の見通し、当社に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び当社から提供された情報に基づく当社の財務・事業の多面的・総合的な分析、当社によって公表された平成25年2月8日付「平成25年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、大幅に減少している営業収益（対前年同四半期比22.8%減）及び営業損失約664百万円（前年同四半期営業利益221百万円）等を総合的に勘案し、かつ、第三者委員会との協議・交渉等も踏まえ、平成25年2月8日、当社普通株式に係る本公開買付価格を1株当たり320円と決定しました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に勘案し、かつ、第三者委員会との協議・交渉等を踏まえて本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していないとのこととです。当社普通株式に係る本公開買付価格である1株当たり320円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年2月7日の大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社普通株式の普通取引終値298円に対して7.4%（小数点以下第二位を四捨五入、以下、%の数値において同じです。）、過去1ヶ月間（平成25年1月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値270円に対して18.5%、過去3ヶ月間（平成24年11月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値251円に対して27.5%、過去6ヶ月間（平成24年8月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値251円に対して27.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、公開買付者は、本新株予約権に係る本公開買付価格については、^[1]本新株予約権の行使価格が当社普通株式に係る本買付価格である1株当たり320円を下回っていること、本新株予約権1個の目的となる普通株式の数は1,000株であることから、本新株予約権1個の目的となる普通株式の数1,000株に、100円(公開買付価格である320円から1株当たりの行使価格である220円を控除した金額)を乗じた金額である100,000円を、本新株予約権の1個当たりの買付価格とすることを決定したとのこととです。

(オ) 当社の意思決定の過程

(i) 取締役会から第三者委員会への委嘱

当社の取締役会は、平成24年12月13日、公開買付者からの上記提案を受け、本取引について検討を開始しました。そして、当社の取締役は、ジョン・フー氏（代表取締役）、ショーン・ローソン氏及びマイケル・ラーチ氏（ショーン・ローソン氏及びマイケル・ラーチ氏を以下総称して「公開買付者関連役員」といいます。）のうち、マイケル・ラーチ氏は公開買付者の取締役を兼任し、タイガー・トラストの受益者であること、及びショーン・ローソン氏はeフロント証券の代表取締役を兼任していることから、本取引にはMBOの側面もあり、構造的な利益相反の問題が存在し得ると判断し、下記「(3)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」において当社の措置として記載した各措置を講じることとし、平成24年12月20日、以下の事項を決議しました。

- ・ 社外有識者で構成される第三者委員会に対して(i)本公開買付けの買付条件について、少数株主の利益保護の観点から、公開買付者との間で協議及び交渉を行うこと、及び(ii)(a)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件の妥当性、(b)当社が、本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が当社の公開買付者以外の少数株主に不利益なものでないと判断し、本公開買付けに対する賛同意見を表明することの妥当性、並びに(c)本取引に至る手続の公正性について調査の上、当社取締役会における意見表明のあり方について答申することを委嘱すること。
- ・ 第三者委員会の意見に従って本公開買付けに関する当社の意見を決定すること。
- ・ 第三者委員会は、その裁量において財務アドバイザーを選任できることとし、その費用は当社が負担すること。
- ・ 当社及び公開買付者から独立性の高い弁護士、公認会計士その他の専門的知見を有する複数の委員候補者の中から、桃尾・松尾・難波法律事務所の弁護士である大谷禎男氏、ZECOOパートナーズ株式会社の代表取締役であり、公認会計士である竹原相光氏及び日比谷パーク法律事務所の弁護士である水野信次氏を第三者委員会の委員として選任すること。

(ii) 第三者委員会における協議・交渉

第三者委員会は、平成24年12月27日に、当社及び公開買付者から独立した財務アドバイザーとしてトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を選任しました。

その後、公開買付者は当社に対して、平成25年1月21日に、本取引の概要、公開買付者の概要、本取引後の事業戦略等について説明を行うとともに、本公開買付けの買付条件等を記載した提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出しました。

第三者委員会は、当社から委嘱を受け、本提案書に記載された本公開買付けを含む本取引の内容を分析・検討するとともに、ジョン・フー氏に対して当社の事業計画に対するヒアリング及び質疑応答を実施するなど、詳細な分析・検討を行いました。また、第三者委員会は、トラスティーズに対して当社の株式価値算定を依頼し、当社普通株式に係る株式価値算定の中間報告を受けるとともに、当社及び公開買付者から独立した法律事務所である二重橋法律事務所から法的助言を受けました。第三者委員会は、トラスティーズによる株式価値算定の中間報告を踏まえて、本提案書において提案を受けた本公開買付価格等について公開買付者との間で面談による交渉を4回実施した他、書面によるやり取りを複数回行うことにより、公開買付者との間で19日間にわたる協議・交渉を行いました。なお、第三者委員会と公開買付者との間の面談による交渉の場には、当社の役職員は監査役を除き同席しておりません。

以上の協議・交渉の結果、本公開買付価格は320円となりました。当該価格は、トラスティーズが算定したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による当社の株式価値の価格レンジの中央値を上回るものとなっています。

(iii) 第三者委員会が取得した株式価値算定書の概要

第三者委員会は、本公開買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトラスティーズに対して当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月7日付で株式価値算定書を取得しました。トラスティーズによる当社の株式価値の算定結果は以下のとおりです。

市場株価平均法	1株当たり株式価値251円～298円
DCF法	1株当たり株式価値285円～325円

なお、当社の類似公開会社各社の直近期の営業利益が赤字となっており、評価の適正性が担保できないことから、類似公開会社比準法は採用されていません。

市場株価平均法では、公開買付者による本公開買付けの公表日の前日である平成25年2月7日の大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当社普通株式の普通取引終値298円、過去1ヶ月間（平成25年1月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値270円、過去3ヶ月間（平成24年11月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値251円、過去6ヶ月間（平成24年8月8日から平成25年2月7日まで）の普通取引終値の単純平均値251円を基に、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を251円から298円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、当社の事業のリスク要因、直近までの業績の動向、当社の将来の収益予想に基づき当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を285円から325円までと分析しています。

(iv) 第三者委員会が取得したフェアネス・オピニオンの概要

第三者委員会は、トラスティーズより、平成25年2月7日付で、本公開買付価格が、当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しました。なお、第三者委員会は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していませんが、トラスティーズからは、本新株予約権の買付価格に関する助言を受けています。

(v) 第三者委員会の当社取締役会に対する答申内容

以上のとおりの分析・検討及び協議・交渉を踏まえて、第三者委員会は、本日、概要下記のとおり、当社取締役会に答申しました。

記

本取引後の公開買付者の経営方針には、タイガー・トラスト・グループが保有する金融トレーディングシステム開発ノウハウを活用して、新システムを共同開発することが含まれている。貴社事業計画においても、「オンライン・システムの充実」は課題として認識されており、オンライン・システムを通じた取引が年々拡大していることを踏まえると、かかる経営方針は貴社の事業収益を向上させるための施策として合理的なものであると認められる。また、当該経営方針には、対面販売において顧客に提供可能な金融商品を拡充していくことが含まれている。そして、現時点における貴社の先物取引に係る受取手数料のうち61.9%は金の対面販売によるもので占められていること、対面販売に係る受取手数料はオンライン・システムを通じた取引に係る受取手数料を大きく上回ることから、「対面営業力の拡大」「提案力のアップ」「新規商品への積極的な取り組み」は貴社事業計画においても課題として認識されており、公開買付者の経営方針は貴社の現在の事業計画に沿うものといえる。以上より、本取引後の公開買付者の経営方針は、貴社の現経営陣が課題として認識している事項を補強・改善するものといえ、一定の合理性があり、貴社の企業価値を向上させる可能性があるものと認められる。また、本取引に至る手続は公正であると認められるから、本取引では、企業価値の向上、公正な手続を通じた株主利益への配慮、という重要な原則をとともに充足している。また、本取引が採用するスキームは、本取引の目的が不当であることを推認させるものとは言えない。以上からすると、貴社取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することは、妥当である。

また、本公開買付価格は、以下の及びに記載のとおり、公開買付者と利害関係のある取締役の影響を完全に排除して行われた交渉において決定された価格であり、以下のに記載のとおり、貴社が公開買付者グループと事業提携を継続し今後も成長していく将来価値を織り込んだ場合の貴社の客観的企業価値に照らしても一定の水準に達していると認められ、また、以下のからに記載のとおり、本委員会は、本公開買付けは適切な投下資本回収の機会を与えるものであると認め、貴社株主に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する。

貴社から完全に独立した第三者により構成された本委員会が、貴社から、公開買付者と協議・交渉を行う権限及び財務アドバイザーを選定する権限を付与された上で、公開買付者と協議・交渉を行ったこと。

本委員会と公開買付者との面談による交渉は4回に及び、当該交渉の場に貴社の役職員は監査役を除き同席しなかったこと。

本公開買付価格は、本委員会により選定された独立した算定機関であるトラスティーズ作成に係る株式価値算定書におけるDCF法の評価レンジの中央値を上回っていること。

本公開買付価格は、本委員会により選定された独立した算定機関であるトラスティーズ作成に係るフェアネス・オピニオンにおいても、貴社の株主にとって財務的見地から妥当なものとされていること。

公開買付者によれば、本委員会が本公開買付けを推奨しないときは、本公開買付けを行わない旨の意向が表明されており、貴社の株主が本公開買付けに応募するかどうかの機会自体を奪うことは適当でないこと。

貴社の全ての株主が貴社株式を株式市場において時価で売却する機会、貴社株式の流動性を考慮すると、およそ想定できないこと。

後述するとおり、本公開買付けの成立が貴社の一般株主の意思にかかっているということができ、強圧性は低く、貴社の株主は、本公開買付価格の妥当性について、その自由意思に基づいて検討することができることから、上記を前提とすれば、むしろ、その検討の機会を貴社の株主のために確保することが本委員会の目的に資すること。

本新株予約権の買付価格は合理的に決定されていること。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、応募株券等の合計が、貴社が保有する自己株式数を控除した株式数の3分の2に相当する株式数に満たない場合には、応募株券等の全ての買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定している。よって、貴社の株主からの応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、本公開買付けは実施されないこととなるため、公開買付者との間で公開買付応募契約を締結している。貴社の創業者であり、かつ、筆頭株主である榊原秀雄氏及び同氏の資産管理会社である日栄興商（合計3,134,232株、合計保有割合15.32%）を除く貴社の株主の約59%（8,029,667株）以上の賛同が得られない場合には、本公開買付けは行われぬ。したがって、本公開買付けの成立は貴社の一般株主の意思にかかっているということができ、強圧性は低く、貴社の株主は、本公開買付価格の妥当性について、その自由意思に基づいて検討することが可能である。

(vi) 当社取締役会における決議とその内容

当社は、上記第三者委員会の答申内容を踏まえて、平成25年2月8日開催の当社取締役会において、当社取締役（3名）のうち公開買付者関連役員以外の取締役全員（1名）の出席の下、本公開買付けについて、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明すること、(ii) 当社の株主に本公開買付けに応募することを推奨すること、及び(iii) 新株予約権の保有者に対しては本公開買付けに応募するか否かは保有者のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、公開買付者関連役員のうちマイケル・ラーチ氏は公開買付者の取締役を兼任し、タイガー・トラストの受益者であること、及びショーン・ローソン氏はeワラント証券の代表取締役を兼任しているため、本取引について特別の利害関係を有するおそれがあることから、上記取締役会を含む当社の取締役会における全ての本取引に係る議案（以下「関連議案」といいます。）の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において

[2]

公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

また、上記取締役会には、当社の監査役3名のうち2名（常勤監査役神田毅氏及び社外監査役宇野嘉晃氏）が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することに監査役として異議がない旨の意見を述べております。また、上記取締役会を欠席した当社の社外監査役所司原一郎氏からも、事前に、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することに監査役として異議がない旨の意見が出されております。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、公開買付者関連役員のうち、マイケル・ラーチ氏は公開買付者の取締役を兼任し、タイガー・トラストの受益者であること、及びショーン・ローソン氏はeワラント証券の代表取締役を兼任していることから、本取引にはMBOの側面もあり、構造的な利益相反の問題が存在し得ることを踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、当社及び公開買付者から独立性の高い委員により構成された第三者委員会を設置しました。当社が第三者委員会を設置した経緯、当社から第三者委員会に対する委嘱事項、第三者委員会と公開買付者の交渉経緯及び第三者委員会の意見に至る過程等は、上記「（2）（オ）当社の意思決定の過程」をご参照ください。

第三者委員会が選任した当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

第三者委員会は、本公開買付け価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるトラスティーズに対して当社の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年2月7日付で株式価値算定書を取得しております。トラスティーズによる当社の株式価値の算定結果は、上記「（2）（オ）(iii) 第三者委員会が取得した株式価値算定書の概要」をご参照ください。

また、第三者委員会は、トラスティーズより本公開買付け価格についてのフェアネス・オピニオンを取得しています。フェアネス・オピニオンの概要については、上記「（2）（オ）(iv) 第三者委員会が取得したフェアネス・オピニオンの概要」をご参照ください。

第三者委員会に対する公開買付者及び当社から独立した法律事務所からの助言

第三者委員会は、公開買付者及び当社から独立した法務アドバイザーである二重橋法律事務所から、本公開買付けに関する手続の適法性、当社取締役会の意思決定の方法及び意思決定過程の公正性についての法的助言を受け、公開買付者が提案した本取引を当社が受け入れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討いたしました。

当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、第三者委員会の答申の内容を踏まえ、平成25年2月8日開催の当社取締役会において、公開買付者関連役員以外の取締役全員（1名）の出席の下、出席取締役全員の一致により、上記「（1）本公開買付けに関する意見の内容」に記載した内容の決議をいたしました。

なお、公開買付者関連役員のうち、マイケル・ラーチ氏は公開買付者の取締役を兼任し、タイガー・トラストの受益者であること、及びショーン・ローソン氏はeワラント証券の代表取締役を兼任しているため、本取引について特別の利害関係を有するおそれがあることから、上記取締役会を含む当社の取締役会における関連議案の審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりま

[3]
せん。

また、上記取締役会には、当社の監査役3名のうち2名（常勤監査役神田毅氏及び社外監査役宇野嘉晃氏）が出席し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することに監査役として異議がない旨の意見を述べております。また、上記取締役会を欠席した当社の社外監査役所司原一郎氏からも、事前に、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することに監査役として異議がない旨の意見が出されております。

公開買付価格の適正性及び本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と比較的長期間に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、当社株式について公開買付者以外の他の買付者が買付け等を行う機会を確保することで、本公開買付価格の適正性の担保に配慮しております。

なお、公開買付者及び当社とは、公開買付者以外の対抗買付者が出現した場合に、当社が当該対抗買付者と接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいては、応募株券等の合計が11,163,899株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（20,464,052株）から、同報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社が保有する自己株式数（3,718,204株）を控除した株式数（16,745,848株）の3分の2に相当する株式数（11,163,899株）（小数点以下切り上げ）に当たります。したがって、公開買付者は、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

このように、公開買付者は、当社の株主の意見を尊重し、公開買付者との間で公開買付応募契約を締結している、当社の創業者であり、かつ、筆頭株主である榊原秀雄氏及び同氏の資産管理会社である日栄興商（合計3,134,232株、合計保有割合15.32%）を除く当社の株主の約59%（8,029,667株）以上の賛同が得られない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下に記載する本全部取得手続により、当社の少数株主に対して当社株式の売却の機会を提供しつつ、公開買付者が、当社の発行済普通株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。なお、本新株予約権については、本公開買付け後において公開買付者が取得する予定は現時点ではないとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、平成25年5月頃を目処に開催することを当社に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただくと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては、平成25年5月頃を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。なお、公開買付期間が延長された結果、本公開買付けの決済開始日が本基準日より後に到来する場合、公開買付者は、当社に対し、平成25年5月頃を目処として開催予定の本臨時株主総会において、本基準日及び当社の期末配当の基準日（3月31日）に係る定款の定めを削除することを内容とする定款の一部変更議案を付議することを要請する予定であり、公開買付者は、本臨時株主総会において、当該議案に賛成する予定です。したがって、その場合、本基準日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主は、当社の定時株主総会において議決権を行使することができない見込みです。

本全部取得手続が実行された場合には、当社の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数に1株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の当社株式を売却すること（当社が

その全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社株式の売却価格(及びその結果株主に交付されることとなる金銭の額)については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた本社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社に対し、公開買付者が本社の発行済株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった本社の株主に対して交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

本全部取得手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、上記の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記のほか、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、本全部取得手続に基づく取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の本社株主の本社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、公開買付者は、本全部取得手続と同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、本社の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主に対しては、最終的に金銭のみを交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該本社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

公開買付者は、当社に対し、当社が公開買付者の完全子会社となった後、公開買付者が本社の発行済普通株式の全て(当社が保有する自己株式を除きます。)を取得するのに要した資金に係る債務を負担するとともに、その資産の一部を当該債務の担保に提供することを要請する予定です。その具体的な条件の詳細については未定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における本社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は本全部取得手続における税務上の取扱いについては、株主が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、本社の株券は、大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)の株券上場廃止基準に該当した場合に、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、適用ある法令に従い、本社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には本社の普通株式は上場廃止となります。本臨時株主総会及び本種類株主総会が平成25年5月を目処に開催され、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各議案が可決された場合には、当社普通株式は、大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)において取引することはできなくなります。

また、上記「(4)本公開買付け成立後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本全部取得手続が実行される場合、全部取得条項が付された本社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の本社の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と当社株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年2月7日付で、本社の創業者であり、かつ、筆頭株主である榊原秀雄氏(保有株式数2,501,052株、保有割合12.22%)及び同氏の資産管理会社である日栄興商(保有株式数633,180株、保有割合3.09%)との間で、同氏及び日栄興商が保有する当社普通株式の全て(合計3,134,232株、合計保有割合15.32%)について、それぞれ本公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。なお、本応募契約においては、榊原秀雄氏及び日栄興商による本公開買付けへの応募に関して前提条件は定められておりません。また、榊原秀雄氏及び日栄興商が保有する当社普通株式のうちそれぞれ2,500,000株及び600,000株に相当する株式は、グローバル・オポチュニティーズ・ファンドによる榊原秀雄氏及び日栄興商に対する貸付金に関連して締結された担保設定契約に基づく担保が設定されておりますが、グローバル・オポチュニティーズ・ファンドは、榊原秀雄氏及び日栄興商による本公開買付けへの応募に当たり、本公開買付けへの応募による売却手取金が貸付金の一部の弁済に充当されることを条件として、かかる担保が解除されることに同意しております。

なお、本応募契約において、公開買付者は、榊原秀雄氏及び日栄興商より、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の完了前の日を基準日とする株主権については、公開買付者の指図に従って行使する旨の同意を得ております。

また、公開買付者は、タイガー・インベストメントとの間で、本日現在、タイガー・インベストメントが保有する本新株予約権の全部(平成24年4月27日付エース交易株式会社第1回新株予約権第三者割当て契約

証書に基づきタイガー・インベストメントが当社より割当てを受けた3,700個：新株予約権の目的となる株式の数は3,700,000株であり、本新株予約権が全部行使されたと仮定した場合、当社が平成24年11月12日に提出した第48期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数（20,464,052株）に対する割合は18.08%となります。）について本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は本新株予約権を行使せずに保有し続ける旨を書面にて合意しております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(1) 普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
ジョン・フー	代表取締役会長兼社長	CEO		
ショーン・ローソン	取締役			
マイケル・ラーチ	取締役			

(注) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。

(2) 本新株予約権

氏名	役名	職名	所有個数(個)	株式に換算した数(株)	株式に換算した議決権個数(個)
ジョン・フー	代表取締役会長兼社長	CEO			
ショーン・ローソン	取締役				
マイケル・ラーチ	取締役				

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長】

該当事項はありません。

以上

[1] 本新株予約権は、本公開買付けの対象となっておりますが、上記3(2)に記載のとおり、公開買付者は、タイガー・インベストメントとの間で、タイガー・インベストメントが保有する本新株予約権の全部について本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は本新株予約権を行使せずに保有し続ける旨を書面にて合意しているとのことです。

[2] 公開買付関連役員のうちショーン・ローソン氏は、本取引と特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあるため、当社の取締役会における関連議案の審議に際しては自主的に退席し、決議にも参加していません。しかし、万一、ショーン・ローソン氏が会社法（平成27年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）369条2項に定める「特別の利害関係を有する取締役」には該当しないと解された場合、ジョン・フー氏のみによる決議は、当社取締役会の定足数を満たさないものとなります。そこで、当社取締役会においては、関連議案の決議後、再度、ショーン・ローソン氏も審議に加わった上で、同一の関連議案について決議をしております。

[3] 公開買付関連役員のうちショーン・ローソン氏は、本取引と特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあるため、当社の取締役会における関連議案の審議に際しては自主的に退席し、決議にも参加していません。しかし、万一、ショーン・ローソン氏が会社法369条2項に定める「特別の利害関係を有する取締役」には該当しないと解された場合、ジョン・フー氏のみによる決議は、当社取締役会の定足数を満たさないものとなります。そこで、当社取締役会においては、関連議案の決議後、再度、ショーン・ローソン氏も審議に加わった上で、同一の関連議案について決議をしております。